

支部ニュース

2011年12月 No.457

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 「さよなら原発東京北部ラリー&パレード」成功 原発をなくそう・・・・・・・・田村優介
- 教科書問題のその後～憲法とともに・・・・・・・・村田智子
- 11・26東京地評第5回「労働者の権利」討論集会の報告・・・・・・・・三浦直子
- 11・25浅草駅前街頭宣伝&労働・生活相談会・・・・・・・・中川勝之
- 新しい団員への伝言・・・・・・・・松井繁明
- これからも東京支部の活動に期待します！・・・・・・・・泉澤 章
- 大塚一男さんを偲んで・・・・・・・・関原 勇
- 支部総会のご案内と、特別報告集の記事募集について・・・・・・・・横山 聡
- 団支部40周年記念行事の企画案募集・・・・・・・・横山 聡
- 幹事会報告
- 日誌



「さよなら原発東京北部ラリー&パレード」 成功 原発をなくそう

城北法律事務所 田村 優介

2011年11月27日(日曜日)、文京区後樂園の公園で「さよなら原発 東京北部ラリー&パレード」を開催しました。この催しは、2万人以上が参加した9月19日の「さようなら原発1000万人アクション」に呼応して、私の所属する城北法律事務所(池袋)と東京北部5区(豊島、板橋、練馬、文京、北)の労働組合など、東京北部地区にゆかりのあるメンバーを中心に実行委員会を結成して開いたものです。

本ラリー&パレードでは、エッセイストの海老名香葉子さん、ボクシング元日本ウェルター級チャンピオンの小林秀一さん、俳優の宝田明さん、漫画家のちばてつやさんらに呼びかけ人になっていただきました。オープニングは、荒馬座の勇壮な太鼓ではじまり、呼びかけ人を代表して、小林秀一さんが「原発は『安全、クリーンなエネルギー、コストが安い』と言われてきたが、福島原発の事故で安全でないこと、いったん事故が起これば



人が住めなくなるし、事故処理にとてつもないお金が掛ることが分かりました。いまこそ原発をなくすべきです」と挨拶しました。また、佐藤栄佐久前福島県知事も駆けつけ、「経産省が安全神話を振りまいて、原発を推進した」「プルサーマルやもんじゅをやめさせよう」と訴えました。福島農民連亀田会長は「収穫の秋なのに今年は充実感を味わうことができません。私たち農民に責任はありません。」と訴え、さらに、練馬区の2児の母親宮崎さん、日本原水禁練馬の横山さんらが、次々と原発廃止を訴えました。

ちばてつやさん、落合恵子さんのメッセージも紹介されました。

また、会場では、当事務所の大山弁護士が「ガンジー大山」としてバルーンアート教室を開催。バルーンアートのほか、普通の風船も沢山用意し、子供たちに配ってとても好評でした。そして、既存の原発の計画的廃炉と新規計画の中止、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場建設停止、自然エネルギー政策への転換を求める決議を採択して集会は終了。その後、パレードに移りました。「原発いらない」「放射能から子どもを守ろう」など自らの思いを書いたプラカードやうちわ、バルーンなどを持って、上野の不忍池までのパレードです。事務所でペットボトルを再利用したマラカスを作成して配布したほか、荒馬座の太鼓、トランペットなども鳴らされ、さらに当事務所の小沢弁護士が本パレードのために考案した「げげげ原子力」「ほほほ放射能いらない」といったリズムカルなコールもあり、大変にぎやかで楽

しいパレードとなりました。沿道の反応もとてもよかったと思います。パレードの様子がユーチューブやニコニコ動画でインターネット中継されたことも、これからの新しい取り組み方として注目に値すると思います。参加者は約600人に達し、ゼロから準備を始めたことから、大きな成功を取めたといえます。今、原発をなくそうという運動は本当に活発になっています。今後もひき続いて運動を進め、原発に頼らない国、経済を作るべく、がんばっていきたいと思います。東京支部団員のみなさまも、ぜひ各地域でこのような企画を立ち上げていただけたらと思います。



教科書問題のその後～憲法とともに

クラマエ法律事務所 村田 智子

1 支部ニュース9月号で先にご報告申し上げましたように、今年の夏の中学校社会科教科書の採択は、育鵬社の1人勝ちで終わりました。

育鵬社の教科書の採択率は、歴史も公民も4%を超え、公民が歴史を上回るという事態になりました。

東京では、2001年から「つくる会」系教科書を採択している東京都が今年も採択をし、2006年から採択をしていた杉並区が採択を止め、新たに大田区が採択をしました。

沖縄八重山地区では、育鵬社の公民教科書にNOを突き付けた竹富町に対し、様々な圧力がかかるなど、情勢は依然として緊迫しています。

2 このような、楽観できない情勢ではありますが、秋以降、良い動きも出てきています。

それは、新しく育鵬社の教科書が採択されてしまった地域を中心に、「育鵬社版の公民教科書の問題点について学ぼう」という動きが出ていることです。

私自身も、今年の秋以降、台東区の教職員組合や、香川県の憲法会議などで、講師として呼ばれて話をしました。他の団員からも、地元で講師として呼ばれているそうです。

参加者からは、「そもそも憲法って何だろう。私たちは中学生に、どんなふうに憲法を伝えたいのだろう」という問題意識も出されています。

これは、本当に嬉しいことです。こういう考え方が、「自分の頭で憲法を考える、自分の言葉で憲法を語る」ことに繋がっていくのですから。

また、新しく採択をされてしまった地域では、住民がその問題点を知らないままに採択されたところが多いようです。採択阻止の運動を広げることによって、次回は阻止できるのではないのでしょうか。

3 現在、教科書ネット21では、育鵬社を批判するブックレットを準備中です。

自由法曹団でも、育鵬社の公民教科書の危険性を伝える何かを準備できればと考えています。

今後は、憲法学者なども巻き込んで、そして何よりも市民の方たちとともに、育鵬社の教科書の採択阻止と、中学生に憲法の真の価値を伝える運動を盛り上げていければと思っています。

11・26東京地評

第5回「労働者の権利」討論集会の報告

東京合同法律事務所 三浦 直子

11月26日、東京労働会館ラパスホールにおいて、第5回「労働者の権利」討論集会が開催された。「労働者の権利」討論集会は、「安心して働けるルールの確立、憲法と労働者の権利を守れ！」を合い言葉に、毎年1回、東京地評あげて開催される。集会の目的、ねらいは、①争議研究と交流、理論的な学習、②学者、弁護士、労組のネットワーク構築、③活動家の育成などであり、5回目となる今回の集会も、学者、弁護士、種々の労働組合の組合員、争議をたかっている当事者、支援者等、100名を超える参加者が、東京地評に結集した。



私は、これまで、第2回、第4回の集会に参加し、分科会で、当時、担当していたSHOP99事件や三菱ふそう派遣切り事件の報告をさせて頂いたのに続き、今回も参加させて頂いた。今回は、第2分科会「非正規雇用のたたかい」において、冒頭、お話させて頂いた他、東京支部の地評担当の事務局次長として、集会の半年以上前から、5回を重ねた集会準備のための実行委員会に参加させて頂いた。実行委員会から関わり、プログラムの時間割から、記念講演の講師、分科会の数、構成、内容等の決定まで、関わらせて頂いたため、今回の集会には、これまででない思い入れがあり、盛会に終わり、今後のたたかい、活動についての弾みになったことをとても嬉しく思っているところである。

今回の第5回集会は、土曜日の午後、12時30分から18時までという長丁場である。プロ

グラムは、これまで同様、全体会、分科会、全体会の順で進行された。

最初の全体会は、記念講演である。今回は、國學院大學法学部教授の本久洋一教授に依頼し、「労働者とは誰か、使用者とは誰か」と題して、労組法上の労働者、使用者をめぐる問題について、約1時間半のご講演を頂いた。本久先生のお話は、労働組合法と労働基準法とで「労働者」の意味が異なる事や労組法上の「使用者」については複数の使用者が存在する場合があることなど、法律の基本事項の確認から入り、労働者性について、新国立劇場事件とINAXメンテナンス事件の最高判決を取り上げ、判決の評価できる点、問題点を具体的に示し、さらに、現在の行政側の見解を引いて、労働者性の問題でたたかう場合にポイントとなる点をまとめるという、非常にわかりやすいものだった。同じく、使用者性についても、現在問題となり労働委員会の命令等が続いている、派遣先への直雇用化を求める団交において派遣先に団交応諾義務が認められるかというホットな論点について、近時の三重県労委や滋賀県労委の命令を引いて、この問題でたたかう際のポイントを解説して下さった。全体的に非常にわかりやすく、話の流れが明快で、また、「労働者の権利」実現のためのたたかい方を意識された、討論集会にふさわしい、とてもいいご講演だったと思う。

その後、①「団交・組合活動の権利のたたかい」、②「非正規雇用のたたかい」、③「解雇争議を勝ち抜くために」、④「メンタルヘルス改善の取り組みと労働組合の役割」という、4つの分科会に別れて、2時間半、争議の報告・討議などがされた。第2分科会「非正規雇用のたたかい」では、冒頭、「非正規裁判の動向と課題」についてと題して、30分ほど、私が話しをさせて頂いた。松下PDP最高裁判決以降、これに右習えの不当判決が続いている状況ながら、不法行為の損害賠償請求を認める判決や、派遣先への団交応諾義務を認める命令など光が見えることや、その光を大きなものにしていくための今後の課題等、みなで確認したあと、4つの裁判について当事者、争議団から報告がなされた。

4つの事件は、偽装請負、派遣切り事件があり、不更新条項が問題になっている有期労働の雇い止めの問題があり、また、公務員の非正規労働の問題があり、当初、どのように議論するか迷ったものの、司会を担当された私教連の今井さんの見事な進行もあり、それぞれの抱える固有の問題についての議論をこえて、非正規労働をめぐる裁判のたたかいについて、大きな視点から議論できたことは、とても有意義だった。

最後に、再び全体会にもどり、各分科会の総括がなされた。そして、最後の最後は、東京支部の事務局長、横山聡団員の「労働者の権利実現」のために、私たちの声が反映する政治を実現させることが必要であり、今こそ、みなで比例定数問題に取り組もう、という力強い、連帯の挨拶で終了となった。横山団員の挨拶に際しては、第2分科会に出席して下さった横山先生が最後の挨拶で何をおっしゃるのかと、実は緊張していたが、労働問題を超えて団の重要課題を堂々とアピールする挨拶にさすがだと大いに感心した次第である。

懇親会も大いに盛り上がり、実行委員会のメンバーだった方々と分科会について報告しあうとともに、今後もつながりを持てるようになったことは、とても貴重な機会だったと思う。

ひとつだけ残念なことは、弁護士の参加者が少なかったことである。今回は、弁護士、特に若手が多く参加し、これを機会に労組や争議団の方々と交流できるようにしなければと思う。

11・25浅草駅前街頭宣伝 & 労働・生活相談会

事務局次長 中川 勝之

天候不良のため9月実施予定で中止となった浅草駅前街頭宣伝&労働・生活相談会を行いました。浅草駅は東武線、地下鉄の駅で分散している印象があったのですが、共産党台東区議から現場の状況を聞いて、東武線の浅草駅前を会場としました。また、共産党地区委員会から宣伝カー、机、椅子のご協力をいただきました。当日はたまたま山谷の労働者の方も離れた場所で宣伝活動をしていました。



本部から事務局長になったばかりの泉澤団員が第一声で、TPP、原発問題、選挙制度問題等を訴えました。また地元台東協同法律事務所から2名の団員が参加しました。今回は宣伝活動後、藤本支部長のご好意でどじょうを食べる会が予定されていたのですが、私はあいにく労働組合が勝手に労働委員会の審問を入れてしまったためやむなく約40分で中座となりました。

相談は1件だけだったようですが、会話は普段より多かったようです。宣伝の分かりやすさという意味では原発問題が一番なのですが、TPP、選挙制度、給費制などなど、他の訴えたい問題はマスコミが正確に報道していないこともあって、どうしても難しく思われがちです。それでも宣伝しないわけにはいかないので果敢に宣伝していきます。

次回は12月15日(木)午後4時から午後5時まで(今回は1時間だけです)、団支部地元の後楽園駅前にて行いますので是非ともご参加下さい。



新しい団員への伝言

都民中央法律事務所 松井 繁明

弁護士になった頃

1965年4月に私は弁護士となり、黒田（現、東京）法律事務所に入った。25才であった。人生経験に乏しく、法律の知識も不足で、ただ不安ばかりが大きかった。

その私が同年7月、福井放送、福井新聞労組の争議に派遣された。その年の春から東京新聞、報知新聞・印刷、大映などにマスコミ弾圧が拡大し、先輩弁護士は大多忙だったからである。中村洋二郎さん（現、新潟）の指導のもとでそれから私は、月に1週間づつほど福井市に通いつめることになった。

福井放送・新聞労組の組合員はともにロックアウトによって社外に締め出されていた。組合指導者らには解雇通知が乱発され、福井地検はあいつぐ刑事弾圧をおこなった。まさに「なんでもあり」の争議であった。

私をはじめ担当した刑事事件は、オルグに行った東京12CHのMさんが傷害罪で逮捕・起訴された事件である。

福井放送社屋の裏通り（約150m）を組合のデモ隊が東から西へ行進し、西の端でMさんが、会社側のカメラマンを殴った、というのである。なぜMさんと特定できるか。西の端で撮った最後のフィルムにMさんが大映しになっているからだという。問題の写真が法廷に提出された。私は組合員にその裏通りを10mごとに撮影してもらい、問題の写真と比べてみた。背景になる他のビルや電柱などとの関係からその写真は、本社ビルの真ん中付近でとられたことが判明した。Mさんは70mも手を伸ばして殴ったのか。一審無罪判決が高裁で確定した。

そのような経過もあり、私はその後多くの労働事件を担当するようになり、一般市民事件の担当は少なかった。私の弁護士人生は、その意味でいささか正統性に欠けるものとなったと思う。

どのような事件や活動を担当するかは、かなり偶然性に左右される。ある程度の偏りが生じることも、肯定的に受け止めるべきだろう考えている。

自由法曹団と階級性のこと

東京南部法律事務所にいたころ、同じ事務所の故市来八郎さんが自由法曹団の事務局長をしていた。市来さんに頼まれて1969年以降の司法反動について約60ページのパンフレットを一人で執筆した（当時の自由法曹団ではあまり分業が発達していなかった）。それがきっかけとなって、それまでむしろ青法協や総評弁護団（現、日本労働弁護団）で活動してきた私も、主に自由法曹団を活動の場とするようになった。その後、事務局長（75～77年）、幹事長（86～88年）、団長（07～10年）なども経験した。

こうした経験をつうじて私が実感するのは、日本が強固な階級国家・階級社会だということである。

「労働者の闘争はほとんど敗北し、時たま勝利することがある」、「階級社会を支配するのは支配階級の思想である」—幾多の場面で、これらのマルクスの言葉をしみじみと実感させられたも

のである。

階級性を確認することは第1に、私たちの気楽にしてくれる。全力をあげた重要事件で敗訴したとき、あわてたり落込んだりすることはない。階級国家のたかが一機関のおこなった判定が、人類共通の価値観や正義であるはずがない。裁判官もまた、「支配階級の思想に支配」された存在にすぎないのである。

第2に、私たちの責任を重くもする

私たち自身が階級性の存在を確信する思想をもちつづけ、すべての活動にそれを役立たせなければならない。より多くの人びとにこの思想を拡げる役割もはたすべきだ。それによって社会を変革する以外に、真に人権や正義を実現するのは困難だからである

未来に向けて

私たちは今、これまでの歴史になかった重大な局面にさしかかっているように見える。日本国内の諸矛盾や諸課題については、団内でも多くが論じられてきたので、ここでは省く。ギリシャにはじまった財政危機は、いまやヨーロッパ全体をまきこむ財政・金融・経済危機へと拡大している。歴史で学んだ1929年の大恐慌にも匹敵するほどの局面であろう。

北アフリカ諸国の「アラブの春」は、民衆の非武装闘争によって権力を打倒できることを証明した。それによって刺激を受けたアメリカの若者達の占拠活動。そのスローガン「99%対1%」は資本主義の根本矛盾を衝いている。

先輩に学ぶことは大切だが、その知識や経験には歴史的限界があることも否めない。新しい団員が、みずから学び、自分の頭脳で考え、それにもとづいて行動することこそが、いま求められているといえよう。



これからも東京支部の活動に期待します！

自由法曹団本部事務局長 泉澤 章

今年度から自由法曹団本部事務局長に就任した東京支部の泉澤章です。今年の団総会は、前日の団創設90周年記念レセプションに引き続き、東京支部の皆様の力に支えられ、無事成功させることができました。本部として、あらためて御礼申し上げます。ありがとうございました。「10年毎の創設記念は東京で」という不文律があるかどうか分かりませんが、全国各地から団員のみならず様々な分野の人たちが集う大集会ですから、もてなす方は大変であったと思います。多少気が早いですが、「100周年記念」となったら、さらにすごい集いとなるでしょうから、そのときはどうぞよろしくお願いします。

さて、ここ東京は、首都としてまた経済の中心地として団全体が活動する場所であるとともに、一自治体として固有の問題もたくさん抱えています。例えば、私も弁護団の一員となっている外郭環状線（の地上部である「外環の2」）道路建設問題で、都は、多くの住民の反対をよそに莫大な資金を今後投入して、都内をいわば道路で埋め尽くすに等しい政策を実行しようとしています。この事件に限らず、現在、環境をまもり災害に強い東京都というスローガンが、実際には建設業界など大企業を優先し、住民のいのちや暮らしを軽視する政策として実行されようとしています。このような真実をもっとたくさんの人たちに訴えかけ、東京都の政策を根本的に住民本位に変えさせるためには、問題の本質に切り込んでゆく団員の力が不可欠だと思います。

今後とも東京支部には、団全体の課題を中心部隊となって取り組んでいただくとともに、東京に固有の様々な問題にも、これまで同様、全力で取り組んで欲しいと思います（もちろん、これは東京支部団員である自分にも宛てたメッセージです）。

今後とも、どうぞよろしくお願い致します。

以上



大塚一男さんを偲んで

関原 勇

現代版・梁山泊（りょうざんぱく）

若かりし時代の、大塚さんの新居は、中央線・東中野駅近くのアパートの一室であったが、竹澤哲夫さんとわたしが、しょっちゅう押しかけ、飲み食いを伴う議論をしたことがある。それが、配偶者の迷惑になることに、無頓着であったことは否めない。わたしどもは、この言葉の由来たる中国でいう豪傑でも、野心家でもなく、同じ事務所で同世代、住む場所が近い（竹澤さんは西武新宿線・新井薬師前、わたしは、同線中井）ことが唯一の条件だった。大塚さんの面倒見の良さ（竹澤さんとわたしも独身）は、早く世帯を持てと促すことにあつたに違いない。農村共同体出身者が身につけた才覚だろう。

先輩に自分を重ねる

わたしどもの世代は、横並びの同期の桜よりも、身近な先輩（この場合は「団」ということになる）に意識的だか無意識的に、自分を重ねてしまうことがある。より詳しくいえば、自らの性行に似ているか、同質的なものを求めるのではなからうか。この伝でいくと、大塚さんは故神道寛次さんに対応しそうだ。わたしどもが接した「団員」は、いずれも戦時下の弾圧を体験し、辛酸をなめつくした人たちだった。なかでも神道さんは、明るい性行で、声が大きく、扇子をばたばたさせては、混乱した議題をまとめるのが上手だった。「扇子」は「手道具」だが、センス（洒落）に通じる意味がある。

松川裁判と大塚さん

大塚さんは、敗戦の翌1946年3月、外地から復員し、この年に、復活した「高等試験司法科試験」に合格したのだが、勉強する時間が僅かしかない。おそらく「集中力の賜」だと思うが、たいしたものである。典拠を示せないので恐縮だが、大塚さんの地元は長野県飯山市で、アメリカ人ジャーナリスト、マーク・ゲインが、民主化運動が盛んな場所だと、取り上げた土地でもある（ニッポン日記）。地元では、復員した彼を手ぐすね引いて待ち構えていたのだろうが、これを断って自分の進むべき道を選んだにちがいない。松川裁判にとって、必要不可欠な人材になったことは、歴史的にみれば必然かもしれない。

後輩から見た大塚さん

自由法曹団・東京支部ニュース455号に、東京合同法律事務所の三浦直子さんが、一文を寄せている。これによると、便りをした三浦さんにたいし、丁寧な返事を書いているようだ。感激した彼女が、のちに大塚さんに会ったとき、現物を見せて披露した、とある。これで思い出したのは、彼は、筆まめであった。ということは、注意と関心をもって、相手方に、細かい配慮を怠らないという、まさに松川裁判の闘いにみられる、運動原則を個人としても努めていたことである。訃報をIT版の毎日新聞でみた。心配り、目配りのきいた「好男子」の面影を、あまさず伝

えて十分な「肖像写真」であった。

支部総会のご案内と、特別報告集の 記事募集について

～今年の講演は清水修二先生

(福島大学副学長・経済経営学類教授)

事務局長 横山 聡

3.11 の東日本大震災と引き続き福島原発事故で大揺れに揺れた 2011 年も年の瀬を迎え、早くも 2011 年度を締めくくる団支部総会の季節がやってまいりました。現在、場所と日時は決定しておりますので、とりあえず手帳に落として、出席を確保してください。詳細は、次回以降の支部ニュースでご連絡します。

今回の支部総会では、1 日目の講演会の講師に、福島大学副学長の清水修二先生をお招きし、この一年の最大の問題の一つであり、今後も予断を許さない福島原発問題について、経済学的見地から原発のもつ問題点と「脱原発」実現に向けての日本経済のあり方について、お話ししたいと思えます。これまで「安全」「クリーン」「低コスト」を売り物にしてきた原発ですが、今回の事故で「安全」でなく、事故が起これば放射性物質を放散する「クリーン」とかけ離れたものであることが明らかになりました。それでは、「低コスト」の面はどうでしょうか。放射性廃棄物の処理、今回の事故での「コスト」の計上などからすれば、水力・火力などの他の発電システムとも比較してはるかに「コスト」がかかるのではないのでしょうか。また、「脱原発」の実現化のための手順、地域の再生を図りながらの「原発依存からの脱却」をいかに実現するかについても議論が必要だと思えます。その他、経済面から見た新しいエネルギー政策の方向性など、経済的な面からの福島原発問題・エネルギー問題について解明をお願いし、今後への示唆を得たいと思えます。多数の団員がご参加くださいますよう、お願いいたします。

加えて、2012 年は団支部創立 40 周年を迎えます。「不惑」を迎えた団支部の今後について議論し、周年行事をどのように行うかについてもご議論いただきたいと思えます。斬新なアイデアをお待ちしております。

期日： 2011 年 2 月 24 日（金）13 時～25 日（土）13 時

場所： ホテル池田（熱海）

会費： 17,000 円（予定）

また、恒例の特別報告集についても、記事の募集を行います。団員がどのような活動をしているか、事件でどんな成果を上げているか、たたかひの展望はどうか、危機的状況を迎えて団員の協力を要請したいなどなど、団員の様々な取り組みをお互いに紹介しあい、情報を共有し、励みとすることができます。また、そのほかにも個人的な意向についての記事の報告の掲載でも構い

ませんので、以下の要領で団支部までメール (dantokyo@dream.com) で送ってください。送信の際は件名のところは「特別報告」と明記してください。

字 数 御自由で長短を問いません。1頁1200から1600字目処です。

タイトル 各自でタイトルを明示してください。

締め切り 2012年1月12日（これ、一番大事！）

1月25日 新人学習会

【福島原発事故と団員弁護士の役割】

東京支部事務局

来たる1月25日（水）午後5時30分から、団本部において、馬奈木巖太郎団員を講師として、新人学習会【福島原発事故と団員弁護士の役割】を開催いたします。

講師の馬奈木団員は、新63期の若手弁護士でありながら、毎週のように福島県内各地を訪れ、法律相談や説明会などに参加しています。また、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の事務局弁護士として、積極的に原発事故被害にかかわっています。

当日は、原発事故被害の問題にかかわるようになった想いや団の活動を通じて感じたこと、弁護団の一員として事件に取り組む醍醐味などについて、お話していただきます。また、同時に弁護団へのお誘いも行いますので、新人でない団員の皆様で原発被害への参加のきっかけを待っていた方も、ご参加いただければ幸いです。

新人団員の方や集団訴訟に関心のある団員の方に、ぜひお勧めの企画です。多くの方の参加をお待ちしております！！

団支部 40 周年記念行事の企画案募集

支部事務局長 横山 聡

今年は、3.11以降、東北に関連するさまざまな活動に追われ、また、復興に乗じた構造改革推進策動や比例定数削減・派遣法改正・給費制維持などなど、様々な課題を追いかけていましたが、支部総会の準備の時期で、40回目の総会であるということを確認しました。ん、ということは支部設立40周年ということではないか！とはたと気が付いてしまいました。さて、40回目という節目の年で、何もしないというわけにはゆかないな、という11月の幹事会での議論でした。人間でいえば「不惑」にあたるだけに、何かしっかりした企画を考えねばなりません。

しかし、幹事会で議論しましたが「講演会」「シンポ」といった、残念ながら変わり映えのしない意見しか、集まりません。また、企画内容についても、もっと多様なご意見をいただきたいと考えています。そこで、「団支部40周年企画案募集」を行うことにいたします。企画開催時期と

しては、サマーセミナーに替えるあたりで8月末から9月頃かとも思っていますが、企画内容によっては時期も別途設定することも考えられます。2012年2月の第40回総会で議論して決定したいと思いますので、ご意見あれば支部のメール (dantokyo@dream.com)、もしくはF a x (03 - 3814 - 2623) までご連絡ください。斬新な企画をお待ちしています。

以上

支部幹事会報告

参加者 7名

1 ソフトボール大会

南部部五反田チーム優勝。大変盛況だった。天気も良く、怪我も少なく、好評だった。

2 修習生給費制問題について

情勢は厳しい。だが、現在も昼休みの声かけは継続中。最後の逆転への粘りの取組に参加を

(討議)

1 情勢

- ・ M：比例定数削については情勢としては切迫している。消費税増税・原発推進についても国民の多数意見は反対。その点の変化を左翼もつかまえないといけない。また、この国民の声を国会に反映させる（地元議員に意識させる）運動をしなければならない。選挙制度（比例定数）は国民の声の国会への反映の問題である。
- ・ Y：最高裁違憲状態判決をうけて、単に数字を調整するだけはいけない。国民の声を反映する選挙制度は何かという見地から定数を見直すべし。
- ・ F：来年参議院選挙。衆議院も解散あるかも。早急に公選法を改正する必要があるので、団としても案を示さなければならない。
- ・ Y：比例定数問題について関係各所に強力に働きかける必要。11月27日の集会に是非出席を。

2 高幡台団地73号棟立ち退き問題

・ 坂庭：耐震改修が可能であるにもかかわらず、耐震改修は賃貸人の修繕義務を超えるので、耐震強度不足を理由に更新拒絶できるという言い分が認められるか否かという借家の更新拒絶の正当事由に関する大きな問題。背景には、更地にして再開発したいとの思惑。

・ M：ろくに修繕せず、建物を老朽化させ耐震強度を不足させれば追い出せるということにつながる。

・ F：借地借家法の改正に関わった民法学者（瀬川信久教授、吉田克己教授）の協力を仰ぐべし。

3 東電福島原発問題

- ・ Y：いわき市中心、中通り、の2つの地域で弁護団結成。2011年8月までの営業損害についてのみ支払うというのが東電の方針。損害の構成が難しいものがある（松茸旅館など）
- ・ F：利息還元法、元利均等方式等で逸失利益は算定できるのではないか。

- ・ M：団は、原発の廃炉、差し止め、再稼働差し止め訴訟への参加が遅れているので積極的に取り組むべし（相当勉強が必要だが）。また、経営陣への責任追及もすべし。
- 4 支部総会準備について
- ・ 議案書作成担当、スケジュール確認。幹事選出、特別決議、会計監査、特別報告の概要。
 - ・ Y：震災・原発事故に関する岩手、宮城、福島の概要について、久保木団員に寄稿依頼。そのほかの構成・分担は、配布の分担表のとおり。
- 5 支部ニュース
分担表のとおり。
- 6 支部設立 40 周年（2013 年）記念行事
- ・ Y：2012 年サマーセミナーをこれにあてるか検討
 - ・ F：講演を行うにしてもテーマを何にするか。原発問題だと、サマーセミナー、総会と続けているので重複するが、重大な問題だから外すのも難しい。
- 7 新人学習会（12 月 21 日午後 5 時 30 分から）
- ・ Y：黒澤、早田が講師。各事務所で新人を参加させること。新人は必ず先輩が同行し、新人一人だけを来させないように注意してもらいたい。新人は合同、東京、代々木、三多摩、南部、北千住などに入所する予定。
- 8 幹事長後任問題
- ・ Y：幹事長の候補者からなかなかよい返事もらえず。あらためて、2 月の総会からの選任にするので、改めて幹事になってもらってから幹事長に
- 9 街頭街宣
- ・ 11 月 25 日（金）、浅草駅（東部伊勢崎線）の改札をでたところで。共産党の街宣車も出る。
- 10 支部会費未納問題
- ・ 電子メール等で請求。
- 11 築地移転問題
- ・ N：工事が開始されて仮囲い設置され、その箇所は立ち入り出来ず。条件交渉派と立ち退き反対派がある。
 - ・ Y：当事者の意思を尊重すべきだが、立ち退き反対するなら支援する必要。
- 12 退会
- ・ 二人の団員について。いずれも承認。

以 上

日誌 11月10日～12月9日

- 11月10日 団構造改革PT／改憲阻止対策問題委員会
- 14日 団衆院比例定数削減対策本部
- 15日 原発PT／団治安問題委員会
- 16日 労働問題院内集会／衆院比例定数削減問題院内集会
- 17日 憲法改悪反対東京共同センター幹事会
- 18日 チーム福島
- 19日 団常任幹事会／9条の会全国交流集会
- 24日 修習生給費制維持街宣／支部幹事会
- 25日 修習生給費制維持街宣／支部街宣・街頭法律相談（浅草駅前）
- 26日 労働者権利討論集会
- 27日 衆院比例定数削減全国活動者会議
- 30日 団大震災問題委員会
- 12月1日 支部事務局会議
- 5日 団広報委員会／団衆院比例定数削減問題／派遣法改悪阻止新宿西口宣伝
- 6日 団治安問題委員会／団教育問題委員会／団原発問題打ち合わせ
- 7日 UR団地強制退去問題
- 8日 団国際問題委員会／チーム福島／団労働問題委員会



